

4021 日ブルネイ経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日ブルネイ経済連携協定に基づき、日・ブルネイ間の往復貿易額の約 99.9%（日本からの輸出額の約 99.94%、ブルネイからの輸入額の約 99.99%）について、この協定の発効から 10 年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- (イ) 生鮮えび⇒関税即時撤廃
- (ロ) マンゴー、ドリアン、アスパラガス⇒関税即時撤廃
- (ハ) カレー調製品⇒7 年間の関税撤廃
- (ニ) プルーン果汁⇒10 年間で関税撤廃

2. ブルネイの主な譲許内容

- ・ ほぼ全ての農林水産品につき、10 年以内に関税撤廃

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・ ほぼ全ての鉱工業品につき、10 年以内に関税撤廃

2. ブルネイの主な譲許内容

- (イ) 自動車⇒3 年以内に関税撤廃
- (ロ) 自動車部品⇒ほぼ全ての品目につき 3 年以内に関税撤廃
- (ハ) 電気・電子製品、産業機械⇒ほぼ全ての品目につき 5 年以内に関税撤廃

※ なお、ブルネイ側の自動車及び自動車部品の一部の関税率については、2008 年より無税となり、併せて物品税が導入されている。